平成２２年（フ）第２５８号
三重県津市一志町大仰912番地、前住所三重県鈴鹿市住吉１丁目４番30号
債務者　藤岡　卓司
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６５号
三重県鈴鹿市寺家７丁目21番12号
債務者　山北　茂子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７２号
三重県津市中河原587番地　レオパレスアイルＴＳＵ201
債務者　髙山　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０６号
鳥取県鳥取市鹿野町河内2566番地２
債務者　前田みゑ子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０８号
鳥取県鳥取市吉成南町１丁目５番１号　クレール305号、旧住所鳥取県鳥取市河原町釜口667番地
債務者　佐藤　文彦
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１３号
鳥取県鳥取市湖山町東１丁目527番地　コーポドエル103号、旧住所鳥取県鳥取市安長453番地１　エバーグリーン久松山405号
債務者　小松　雅彦
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０８号
広島県尾道市吉浦町３番８号　天野アパート202号
債務者　増田　和子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
広島県尾道市向東町3614番地１－A101
債務者　高山　リエ
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
広島県三原市宮浦１丁目５番６号
債務者　久保　由美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
高知県室戸市浮津1534番地６
債務者　川田留理子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈244番地149
債務者　山下　浩子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第９４５号
北九州市小倉南区中貫１丁目19番１―208号
債務者　冷水　正一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０１７号
北九州市八幡西区馬場山東１丁目10番１号
債務者　野満　泰子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４６５号
大分市東浜２丁目１番28号アンビエント東浜203
債務者　虎岡　寿治
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５３７号
大分県別府市大字南畑2071番地
債務者　高原　安江
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５４６号
大分市舞鶴町２丁目２番26号佐藤ビル303
債務者　岩見　國子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５５９号
大分市西大道３丁目２番13号
債務者　山名　利尋
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係